

令和元年11月期和泊町農業委員会定例総会議事録

1. 開催場所 和泊町役場多目的ホール

2. 出席委員（13人）

委員	1番	平田	春夫
委員	2番	伊地知	幸弥
委員	3番	三島	治生
委員	4番	川畑	善美
委員	5番	今井	博美
委員	6番	久富	裕樹
委員	7番	大山	秀喜
委員	8番	玉野	政仁
委員	9番	谷山	健一郎
委員	10番	徳永	孝男
委員	11番	村山	俊夫
委員	12番	大福	富一（会長代理）
会長	13番	野村	栄治
推進委員		川間	哲志

3. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第38号 農地法第3条の規定による許可について

議案第39号 農用地利用集積計画の作成について

議案第40号 農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任について

議案第41号 農地法第32条第1項の規定に基づく利用意向調査について

4. 報告

① 合意解約に関する報告

5. その他

① 全国農業新聞普及拡大について

② 地域別農業委員会農地利用最適化推進会議の報告について

③ 第57回和泊町農業祭式典への出席について

④ 忘年会の日程について

⑤ 次期総会について

令和元年12月13日（金）午前9時から 和泊町役場多目的ホール

議案提出締切日：12月6日（金）午後5時まで

現地確認調査日：12月9日（月）午後2時から

議案発送日：12月11日（水）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 先山 照子  
事務局主査 大坪 忠仁

事務局次長 西村 雄次

9:00～ 事務局	皆さん、おはようございます。ただ今より令和元年度11月期和泊町農業委員会定例総会を開会いたします。本日の出席人数は13名で定足数に達しておりますので総会は成立しています。それでは、会長の方からあいさつをお願いします。
会 長	おはようございます。先月の与論での推進会議はお疲れ様でした。大変勉強になったと思います。今月の会議の出席はサトウキビ生産対策会議で南栄糖業の製糖開始が12月3日からという事でした。後、4Hクラブの総会に出席しました。パイナップルやビアホルン、ズッキーニの栽培拡大に力を入れたいとのことでした。4Hクラブは両町併せての活動ですので会議の出席人数が大変多かったです。以上です。
事務局	それでは、和泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、会長にお願いしたいと思います。会長、議事の進行をお願いします。
議 長	では、まず議事録署名委員の指名を致します。村山委員、平田委員と私、野村を指名致します。よろしいでしょうか。 (異議なしの声) それでは、議事に入ります。議案第38号 農地法第3条の規定による許可について 農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので、次のとおり審議を求める。事務局、説明をお願いします。
事務局	それでは説明します。申請番号1 土地の所在が喜美留字入田〇〇 普通畑 381㎡ 譲渡人は東京都在住の〇〇氏、譲受人は喜美留〇〇番地の〇〇氏、申請事由は身内への贈与です。申請番号2 土地の所在が国頭字逢久〇〇 普通畑 1,620㎡ 他3筆 合計面積2,463㎡ 譲渡人は国頭〇〇番地の〇〇氏、譲受人は国頭〇〇番地の〇〇氏、申請事由は耕作の効率化を図る為で対等交換の為無償となっております。申請番号3 土地の所在が国頭字埼之島〇〇 普通畑 1,853㎡ 譲渡人は国頭〇〇番地の〇〇氏、譲受人は国頭〇〇番地の〇〇氏で申請番号2の相手方になりますので申請事由は耕作の効率化を図る為で対等交換の為無償となっております。申請番号4 土地の所在が喜美留字名原〇〇 普通畑 4,814㎡ 譲渡人は国頭〇〇番地の〇〇氏、譲受人は西原〇〇番地の〇〇氏、申請事由は譲渡人がその他の資金が必要な為で譲受人が経営規模拡大の為で全面積〇〇万円、農業委員のあっせんによる売買です。申請番号5 土地の所在が国頭字比嘉〇〇 普通畑 3,968㎡ 譲渡人は国頭〇〇番地の〇〇氏、譲受人は国頭

	<p>〇〇番地の〇〇氏，申請事由は譲渡人がその他の資金が必要な為で譲受人が経営規模拡大の為で全面積〇〇万円，農業委員のあっせんによる売買です。これらの申請は，農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件すべてを満たしております。以上です。審議をお願いします。</p>
議長	<p>補足説明，質問はありませんか。  (なしの声)  ないようですので，採決に移ります。申請番号1～5番まで許可に賛成の方は挙手をお願いします。  (全委員 挙手)  全委員賛成ということで承認します。次に，議案第39号 農用地利用集積計画の作成について 農業経営基盤強化促進法第18条の農用地利用集積計画を作成したので，次のとおり審議を求める。このほとんどが出花字の集積になりまして，申請番号が177番までありますが，事務局どうしますか。</p>
事務局	<p>はい，利用権の設定が177件になります。使用貸借が94件，賃貸借が83件です。その中の公社との契約が172件で，契約の合計面積が1,007,355㎡で相対が37,615㎡でした。これらの申請は，農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。各自で目を通して下さい。以上です。  (各自で目を通しての確認)</p>
議長	<p>皆さん，確認されましたか。  (はいの声)  質問はありませんか。</p>
大山委員	<p>少しよろしいでしょうか。90ページの143番の借り手は根折字の方ですよ。3年前に根折字で集積した際は時間もなくて私自身勉強不足で人・農地プランなどとの兼ね合いで字の人だけで集積しなければいけないような感じでしたが現在の集積では他の字の人でも集積に入れることができるようになったのでしょうか。</p>
事務局	<p>人・農地プランは事前に立てたプランに沿わなくてはならないのですが，地域集積などに他の字の認定農業者等を加えることを地域で認めるなどして人・農地プランの見直しをすれば可能になります。</p>
大山委員	<p>人・農地プランの見直しを行えば他の字の方でもその字に農地があれば集積出来るのですね。</p>
事務局	<p>認定農業者は重複して集積されても大丈夫です。認定農業者は，町内の</p>

	あちらこちらで農地を借りているのでそうならざるを得ないということです。その代わりに認定農業者等が人・農地プランに組み込まれた場合はその字での字内活動や水土里サークル活動などに積極的に参加しないといけないということが条件としてあります。
大山委員	そういうことなのですね。根折の場合は他の字の方が借りている農地は全部省いてしまったので集積の割合が大変低くなってしまって残念でした。契約の途中でいろいろな変更などもできなかったのですが、現在では契約変更等もそう難しくないようなので、これから集積する地域の方は頑張ってもらいたいですね。
議長	出花字の集積は何割位になりましたか。
事務局	8割弱ですね。
議長	単価はいくらぐらいですか。
事務局	22,000円になります。
三島委員	畦布が一番低かったですね。
事務局	そうなりますね。前回の集積でA to Aの場合は半額支払いだったのですが今回からは満額支払いになります。
議長	他に質問はありませんか。 (なしの声) それでは、一括で採決したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。 (全委員 挙手) 全委員賛成ということで許可します。次、議案第40号 農地のあっせん申し出の受理及びあっせん委員の選任について 農地移動適正化あっせん事業実施要領第9条に基づくあっせんの申し出があったので、別紙のとおり提出する。併せて、あっせん委員の選任を求める。事務局、お願いします。(徳永委員 退出)
事務局	借りのあっせん111ページになります。整理番号1 皆川字に20,000㎡ほど借りたいと皆川〇〇番地の〇〇氏からの申し出がありました。〇〇氏は認定農業者であっせん名簿に登録もされています。以上です。
議長	それでは、あっせん委員を谷山委員と玉野委員にお願いしたいと思います。

	<p>すが、どうですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>では次、議案第41号 農地法第32条第1項の規定に基づく利用意向調査について 農地法第32条第1項の規定により農地の利用意向調査を実施してよろしいか、次のとおり審議を求める。事務局、お願いします。</p>
事務局	<p>はい、農地の利用意向調査ということで今年も委員の皆さんに遊休農地、非農地を調査していただき結構な面積が上がってきています。事務局の方でもう一度遊休農地の現地確認をしまして今月末には所有者の方に利用意向調査の手紙を発送したいと思っています。意向調査の手紙の内容は114～117ページになりますので確認してください。意向調査の返信を待ちまして今後の対応を考えたいと思います。この利用意向調査の手紙を発送してよろしいでしょうか。お伺いします。</p>
議長	<p>現在、遊休農地が216,000㎡ということですが、やはり国頭字が一番多いですね。だいたい何筆ぐらいありますか。</p>
事務局	<p>100筆は超えています。</p>
三島委員	<p>この遊休農地に含まれている土地ですがたいへん小さい畑が結構含まれています。このような畑はなかなか耕作してもらえない状態です。</p>
議長	<p>耕作機械も大型化して極小の農地は耕作の仕様がなくなっているのが現状です。このような極小の畑は非農地として判断した方がいいと思うのですがどうですか。</p>
村山委員	<p>基盤整備されているところにも小さい遊休農地が何筆かあるのですがそれらも非農地として判断してもいいのですか。登記上は畑になっているのですが、50㎡もないような畑で所有者も耕作しようがないと言っています。</p>
議長	<p>基盤整備されていても耕作できないような畑は非農地として判断してもいいと思いますが、どうですか。</p>
事務局	<p>基盤整備されている農地を非農地として判断することは大変難しいです。</p>
川畑委員	<p>農業委員会の判断で非農地にすることはできないのですか。基盤整備されていて登記上は畑で現地確認すると土手になっている状態です。これを所有者はどう耕作すればいいのでしょうか。</p>
事務局	<p>そのような場合は仕方ないのですが事務局で現地確認したところ大きい面積の農地が遊休化してしているところの解消を進めさせていただきたいと思っています。9月総会に大山委員から水土里サークルの活動として遊休農地の解消をしてもいいのですかという質問がありましたが、以前はできま</p>

	<p>せんでしたが，地域住民の理解を得ることができれば，現在は水土里サークルの活動として認められるようになりました。解消できそうな遊休農地がありましたら水土里サークルの活用も考えてみてください。</p>
議 長	<p>今月末に利用意向調査の手紙を送るそうなので解消できそうな遊休農地がある方は事務局まで連絡してください。次，合意解約の報告を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>はい，合意解約になります。畦布の地域集積のA to Aの合意解約です。土地の所在が畦布字山道〇〇 516㎡ 他4筆 合計面積10,703㎡ 所有者が畦布〇〇番地の〇〇氏 で今月の15日に合意解約をしております。耕作者変更の為の解約になります。議案第39条で畦布〇〇番地の〇〇氏と新たに契約しています。以上です。</p>
議 長	<p>何か質問等はありませんか。無いようですので，以上をもちまして，本日の総会を終了いたします。お疲れ様でした。</p>

上記のとおり相違ないことを確認し署名する。

令和元年11月21日

会 長 野村 栄治

署名委員 村山 俊夫

署名委員 平田 春夫

令和元年11月期和泊町農業委員会定例総会議事録

1. 開催場所 和泊町役場多目的ホール

2. 出席委員（13人）

委員	1番	平田	春夫
委員	2番	伊地知	幸弥
委員	3番	三島	治生
委員	4番	川畑	善美
委員	5番	今井	博美
委員	6番	久富	裕樹
委員	7番	大山	秀喜
委員	8番	玉野	政仁
委員	9番	谷山	健一郎
委員	10番	徳永	孝男
委員	11番	村山	俊夫
委員	12番	大福	富一（会長代理）
会長	13番	野村	栄治
推進委員		川間	哲志

3. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第38号 農地法第3条の規定による許可について

議案第39号 農用地利用集積計画の作成について

議案第40号 農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任について

議案第41号 農地法第32条第1項の規定に基づく利用意向調査について

4. 報告

① 合意解約に関する報告

5. その他

① 全国農業新聞普及拡大について

② 地域別農業委員会農地利用最適化推進会議の報告について

③ 第57回和泊町農業祭式典への出席について

④ 忘年会の日程について

⑤ 次期総会について

令和元年12月13日（金）午前9時から 和泊町役場多目的ホール

議案提出締切日：12月6日（金）午後5時まで

現地確認調査日：12月9日（月）午後2時から

議案発送日：12月11日（水）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 先山 照子  
事務局主査 大坪 忠仁

事務局次長 西村 雄次

9:00～ 事務局	皆さん、おはようございます。ただ今より令和元年度11月期和泊町農業委員会定例総会を開会いたします。本日の出席人数は13名で定足数に達しておりますので総会は成立しています。それでは、会長の方からあいさつをお願いします。
会 長	おはようございます。先月の与論での推進会議はお疲れ様でした。大変勉強になったと思います。今月の会議の出席はサトウキビ生産対策会議で南栄糖業の製糖開始が12月3日からという事でした。後、4Hクラブの総会に出席しました。パイナップルやビアホルン、ズッキーニの栽培拡大に力を入れたいとのことでした。4Hクラブは両町併せての活動ですので会議の出席人数が大変多かったです。以上です。
事務局	それでは、和泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、会長にお願いしたいと思います。会長、議事の進行をお願いします。
議 長	では、まず議事録署名委員の指名を致します。村山委員、平田委員と私、野村を指名致します。よろしいでしょうか。 (異議なしの声) それでは、議事に入ります。議案第38号 農地法第3条の規定による許可について 農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので、次のとおり審議を求める。事務局、説明をお願いします。
事務局	それでは説明します。申請番号1 土地の所在が喜美留字入田〇〇 普通畑 381㎡ 譲渡人は東京都在住の〇〇氏、譲受人は喜美留〇〇番地の〇〇氏、申請事由は身内への贈与です。申請番号2 土地の所在が国頭字逢久〇〇 普通畑 1,620㎡ 他3筆 合計面積2,463㎡ 譲渡人は国頭〇〇番地の〇〇氏、譲受人は国頭〇〇番地の〇〇氏、申請事由は耕作の効率化を図る為で対等交換の為無償となっております。申請番号3 土地の所在が国頭字埼之島〇〇 普通畑 1,853㎡ 譲渡人は国頭〇〇番地の〇〇氏、譲受人は国頭〇〇番地の〇〇氏で申請番号2の相手方になりますので申請事由は耕作の効率化を図る為で対等交換の為無償となっております。申請番号4 土地の所在が喜美留字名原〇〇 普通畑 4,814㎡ 譲渡人は国頭〇〇番地の〇〇氏、譲受人は西原〇〇番地の〇〇氏、申請事由は譲渡人がその他の資金が必要な為で譲受人が経営規模拡大の為で全面積〇〇万円、農業委員のあっせんによる売買です。申請番号5 土地の所在が国頭字比嘉〇〇 普通畑 3,968㎡ 譲渡人は国頭〇〇番地の〇〇氏、譲受人は国頭



	<p>〇〇番地の〇〇氏，申請事由は譲渡人がその他の資金が必要な為で譲受人が経営規模拡大の為で全面積〇〇万円，農業委員のあっせんによる売買です。これらの申請は，農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件すべてを満たしております。以上です。審議をお願いします。</p>
議長	<p>補足説明，質問はありませんか。  (なしの声)  ないようですので，採決に移ります。申請番号1～5番まで許可に賛成の方は挙手をお願いします。  (全委員 挙手)  全委員賛成ということで承認します。次に，議案第39号 農用地利用集積計画の作成について 農業経営基盤強化促進法第18条の農用地利用集積計画を作成したので，次のとおり審議を求める。このほとんどが出花字の集積になりまして，申請番号が177番までありますが，事務局どうしますか。</p>
事務局	<p>はい，利用権の設定が177件になります。使用貸借が94件，賃貸借が83件です。その中の公社との契約が172件で，契約の合計面積が1,007,355㎡で相対が37,615㎡でした。これらの申請は，農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。各自で目を通して下さい。以上です。  (各自で目を通しての確認)</p>
議長	<p>皆さん，確認されましたか。  (はいの声)  質問はありませんか。</p>
大山委員	<p>少しよろしいでしょうか。90ページの143番の借り手は根折字の方ですよ。3年前に根折字で集積した際は時間もなくて私自身勉強不足で人・農地プランなどとの兼ね合いで字の人だけで集積しなければいけないような感じでしたが現在の集積では他の字の人でも集積に入れることができるようになったのでしょうか。</p>
事務局	<p>人・農地プランは事前に立てたプランに沿わなくてはならないのですが，地域集積などに他の字の認定農業者等を加えることを地域で認めるなどして人・農地プランの見直しをすれば可能になります。</p>
大山委員	<p>人・農地プランの見直しを行えば他の字の方でもその字に農地があれば集積出来るのですね。</p>
事務局	<p>認定農業者は重複して集積されても大丈夫です。認定農業者は，町内の</p>

	あちらこちらで農地を借りているのでそうならざるを得ないということです。その代わりに認定農業者等が人・農地プランに組み込まれた場合はその字での字内活動や水土里サークル活動などに積極的に参加しないといけないということが条件としてあります。
大山委員	そういうことなのですね。根折の場合は他の字の方が借りている農地は全部省いてしまったので集積の割合が大変低くなってしまって残念でした。契約の途中でいろいろな変更などもできなかったのですが、現在では契約変更等もそう難しくないようなので、これから集積する地域の方は頑張ってもらいたいですね。
議長	出花字の集積は何割位になりましたか。
事務局	8割弱ですね。
議長	単価はいくらぐらいですか。
事務局	22,000円になります。
三島委員	畦布が一番低かったですね。
事務局	そうなりますね。前回の集積でA to Aの場合は半額支払いだったのですが今回からは満額支払いになります。
議長	他に質問はありませんか。 (なしの声) それでは、一括で採決したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。 (全委員 挙手) 全委員賛成ということで許可します。次、議案第40号 農地のあっせん申し出の受理及びあっせん委員の選任について 農地移動適正化あっせん事業実施要領第9条に基づくあっせんの申し出があったので、別紙のとおり提出する。併せて、あっせん委員の選任を求める。事務局、お願いします。(徳永委員 退出)
事務局	借りのあっせん111ページになります。整理番号1 皆川字に20,000㎡ほど借りたいと皆川〇〇番地の〇〇氏からの申し出がありました。〇〇氏は認定農業者であっせん名簿に登録もされています。以上です。
議長	それでは、あっせん委員を谷山委員と玉野委員にお願いしたいと思います。

	<p>すが、どうですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>では次、議案第41号 農地法第32条第1項の規定に基づく利用意向調査について 農地法第32条第1項の規定により農地の利用意向調査を実施してよろしいか、次のとおり審議を求める。事務局、お願いします。</p>
事務局	<p>はい、農地の利用意向調査ということで今年も委員の皆さんに遊休農地、非農地を調査していただき結構な面積が上がってきています。事務局の方でもう一度遊休農地の現地確認をしまして今月末には所有者の方に利用意向調査の手紙を発送したいと思っています。意向調査の手紙の内容は114～117ページになりますので確認してください。意向調査の返信を待ちまして今後の対応を考えたいと思います。この利用意向調査の手紙を発送してよろしいでしょうか。お伺いします。</p>
議長	<p>現在、遊休農地が216,000㎡ということですが、やはり国頭字が一番多いですね。だいたい何筆ぐらいありますか。</p>
事務局	<p>100筆は超えています。</p>
三島委員	<p>この遊休農地に含まれている土地ですがたいへん小さい畑が結構含まれています。このような畑はなかなか耕作してもらえない状態です。</p>
議長	<p>耕作機械も大型化して極小の農地は耕作の仕様がなくて現状です。こういうような極小の畑は非農地として判断した方がいいと思うのですがどうですか。</p>
村山委員	<p>基盤整備されているところにも小さい遊休農地が何筆かあるのですがそれらも非農地として判断してもいいのですか。登記上は畑になっているのですが、50㎡もないような畑で所有者も耕作しようがないと言っています。</p>
議長	<p>基盤整備されていても耕作できないような畑は非農地として判断してもいいと思いますが、どうですか。</p>
事務局	<p>基盤整備されている農地を非農地として判断することは大変難しいです。</p>
川畑委員	<p>農業委員会の判断で非農地にすることはできないのですか。基盤整備されていて登記上は畑で現地確認すると土手になっている状態です。これを所有者はどう耕作すればいいのでしょうか。</p>
事務局	<p>そのような場合は仕方ないのですが事務局で現地確認したところ大きい面積の農地が遊休化してしているところの解消を進めさせていただきたいと思っています。9月総会に大山委員から水土里サークルの活動として遊休農地の解消をしてもいいのですかという質問がありましたが、以前はできま</p>

	<p>せんでしたが，地域住民の理解を得ることができれば，現在は水土里サークルの活動として認められるようになりました。解消できそうな遊休農地がありましたら水土里サークルの活用も考えてみてください。</p>
議 長	<p>今月末に利用意向調査の手紙を送付するそうなので解消できそうな遊休農地がある方は事務局まで連絡してください。次，合意解約の報告を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>はい，合意解約になります。畦布の地域集積のA to Aの合意解約です。土地の所在が畦布字山道〇〇 516㎡ 他4筆 合計面積10,703㎡ 所有者が畦布〇〇番地の〇〇氏 で今月の15日に合意解約をしております。耕作者変更の為の解約になります。議案第39条で畦布〇〇番地の〇〇氏と新たに契約しています。以上です。</p>
議 長	<p>何か質問等はありませんか。無いようですので，以上をもちまして，本日の総会を終了いたします。お疲れ様でした。</p>

上記のとおり相違ないことを確認し署名する。

令和元年11月21日

会 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_